がん具煙火を火薬庫外で貯蔵する際の技術上の基準に関する事項

貯蔵する場所：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準 | 適否 | 対応事項 |
| 規則第16条 | 適・否 | 貯蔵庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らない |
| 規則第16条 | 適・否 | 貯蔵庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しない |
| 規則第16条 | 適・否 | 貯蔵庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まない |
| 規則第16条 | 適・否 | 貯蔵庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしない |
| 規則第16条 | 適・否 | 貯蔵庫に製造後１年以上を経過したがん具煙火が残っている場合には、異常の有無に注意する |
| 規則第16条  第1号 | 適・否 | 火災及び盗難の防止について留意する |
| 42化局第291号  第15条1 | 適・否 | 貯蔵庫の内壁、扉及び天井は、難燃性のものを使用している  【内壁の材質：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】  【扉の材質：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】  【天井の材質：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 42化局第291号  第15条2 | 適・否 | 貯蔵庫には、窓、通気孔および換気孔がない |
| 42化局第291号  第15条3 | 適・否 | 貯蔵庫には、隙間がない　※微小な隙間は可 |
| 42化局第648号  記二2 | 適・否 | 貯蔵する場所の附近に、火気を取り扱う場所がない |
| 42化局第648号  記二2 | 適・否 | 貯蔵する場所は、湿気、直射日光および温度等によって、火薬類に悪影響をおよぼさない |
| 42化局第648号  記二2 | 適・否 | 貯蔵する場所は、電灯線又は動力線等に対して安全な場所 |
| 42化局第648号  記二2 | 適・否 | 貯蔵する場所の附近に、消火のための設備を設けている  【消火設備の種類：　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 42化局第648号  記二2 | 適・否 | 貯蔵する場所は、貯蔵するがん具煙火の万一の爆発又は燃焼に際して、他に被害を及ぼすおそれの少ない場所 |
| 42化局第648号  記二2 | 適・否 | 貯蔵する場所は、盗難防止の措置が十分とれる場所  【盗難防止の措置：　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |
| 42化局第648号  記二2(1) | 適・否 | 貯蔵庫の設置場所が建築物の場合は、耐火性の構造で、床面に鉄類を表さない  【建築物の構造：　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |